

地域自治体制の確立をめざして

兼 子 仁

はじめに

地方自治総合研究所の設立40周年記念を切にお祝いし、演題を、「地域自治体制の確立をめざして」とさせていただきます。

日本の地方自治法制は未確立といわざるを得ません。それを真に確立させるための改革プランを、私は相当な長期スパンとして申し上げたいと思います。

1 地方の自治から「地域」の自治へ ～主に時代的なことば論議として

1-1 99年・地方自治法の分権改正で書かれた「地域」の自主・自立性 (自治法1条の2、2条2・13項)

第1の項目は、主に時代的な言葉論議としまして、まずは言葉論から入りたいと存じます。

地方自治は、確定語ですが、「地方」という言葉は歴史的に要注意ですね。なぜなら、江戸時代では、都会の町方に対する地方（じがた）といいました。そして村落共同体である「じがたは、自ずから（おのずから）治まる」などといわれていたようです。

明治国家になってからの中央集権制では、「地方」は東京「中央」の反対語、中央に対する地方でありまして、現に戦前の府県庁は本体として国の地方出先きにほかならなかつたわけです。

第二次大戦後の日本国憲法のもとで「地方自治」が憲法保障されたわけですが、依然として「地方公共団体」という戦前語を用い、地方公共団体の長は長らく国の機関委任事務

については国の地方出先機関にほかなりませんでした。

その機関委任事務を全廃することができたのは、1999年、地方自治法の分権改正においてでして、機関委任事務が廃止されてようやく「自ら（みずから）治める」地方自治の法制的な根拠が定められるようになりました。

2009年からの民主党政権のもとでは、ご存じのとおり“地域主権”という言葉が使われて論議を呼びましたが、既に地方自治法の99年改正では1条の2、および2条13項ですが、そこで「地域の特性」という言葉が自治法用語にもなっておりました。そういう自治法の定めができましたが、1条の2では「地域の自主性、自立性」という言い方でして、地域主権というのはついに法律用語にはなり得ませんでした。

2011年にはいわゆる地方分権一括法であります。そこで「地域自主自立改革」という言葉が法定されましたので、「地域自主自立改革」が公用語、法律用語になりました。私はこれを“地域自治”と称し、地方自治あらため“地域自治”こそが今日的な通用語たるべしと存じております。

この「地域」と申しますのは、自然条件のもとで産業経済、政治行政、歴史、文化に特色をもつ人間社会の地理的単位です。ただ、法用語としての地域は単なる区域ではなく、自治体自治の場であるとともに、後に述べます住民協働の自治ということで、「地域」が住民と自治体による総合的な主体でもあるという表現だと私は解釈しております。

こういう地域の自治を重んずる“地域主義”であります。これは地域社会学や郷土史学、さらに環境科学や都市工学といった分野の研究成果が、この段階で自治法制に反映したものであろうと存じます。

1-2 国と対等な地域“自治体”、「基礎自治体」と「広域自治体」の対等性（自治法2条3・5項）

— ミニ国家“自治体”が責任をもつ「地域」の広狭

まずは、国と対等な地域“自治体”。ここで私は不満なのですが、戦前語としての「地方公共団体」が憲法・法律用語に依然として残っております。けれども、すでに憲法上、国とともに日本の国家を形づくっているミニ国家“自治体”を、私は地域自治体と呼ぼうということです。

この“自治体”というのは新しい言葉ではなく、ご存じのとおり「市制町村制理由」という明治20年の政府文書で、「市町村ハ自治体ニシテ」という表現が書かれておりました

から、「自治体」というのはいわば古い皮袋でして、それに憲法保障の地方自治体という意味合いを、新しい酒として盛ろうということでもあります。“ミニ国家”というのを法的にもっともわかりやすく申しますと、市区町村、特に規模の小さい町村でも、条例罰則、一時私が注目したのはポイ捨て処罰条例でしたが、これは市区町自治体の処罰条例が、それぞれの区域内だけのポイ捨て犯罪を定めているわけですね。国民住民の行為を犯罪と決めつけるというのは国家にしかできないことでして、したがって、小なりといえども町村自治体はミニ国家だといえるわけなのです。

しかもこの場合、地方分権改革で、先ほどのように機関委任事務制度がなくなったことではっきり見えてきたのですが、国と地域自治体は行政の面では対等です。ただ、国会が代表する“立法国家”は自治体を超えているので、法律は自治体を拘束します。自治体の条例は法律に違反できないと、憲法94条でも書いていますから。しかし、法律を執行運用する行政、中央官庁が代表する“行政国家”は自治体を上回るということはありません。法律自体とは違いまして、いわゆる各省の通達は、分権改正後は、ご存じのとおり「技術的助言」である「通知」にほかならないという表現が多くなってきておりますね。これらは私独自の説ではありません。

次に進みまして、もともと地方自治法2条3項・5項が、市町村は「基礎的な地方公共団体」であり、都道府県は「広域の地方公共団体」だと書いていることの読み方です。これは区域の大小といいますか、都道府県の区域は市町村の区域を「包括」と書かれています。たしかに区域の大きさでは都道府県が市区町村を包み込んでいます。

そうした法文に沿って市町村を“基礎的”自治体という言い方がかつて多かったのですが、私は、1984年の岩波新書『地方自治法』において、市町村を“基礎自治体”というべきだ、広域自治体の対語は「的」のない端的なほうがよいと書いておりましたところ、2003年の第27次地方制度調査会のときから、政府公用語としても「基礎自治体」となっているのはご存じのとおりです。

それよりもその意味合いですが、自治体が責任をもつ地域には当然広狭があるわけですが、市町村は都道府県・広域自治体と比べれば当然区域が小さいわけです。区域が小さい、狭域ということは、住民の日常生活にそれだけ身近な自治体だということですね。そういう意味でそれこそが地方自治の基礎をなす働きではないかということで、自治法上の「基礎的な地方公共団体」の意味を、そのように“基礎自治体”と表現したい。

この場合同時に重要なのは、基礎自治体・市区町村と、広域自治体・都道府県は対等だということです。国と自治体は行政面で対等だといっているぐらいですから、都道府県と

市区町村は、自治体どうし対等です。都道府県のほうが上位ということではなく、違いは自治体が地域に責任をもつ地域の広狭からくる“役割分担”です。これはまだ多分にこれからの研究課題でもありましょう。

1-3 新たに全国自治体を指す「地方」と大広域「地方」 (2011年・国地方協議組織法、2006年・道州特区法)

ところで改めまして「地方」という言葉はなかなか根強いですね。近時、新たに「地方」がよみがえってきております。

一つは2011年の国地方協議組織法ができて、地方自治に関係する国の法令・国策づくりの際に、“全国自治体”と申しますか、自治体全体を代表する地方六団体の代表との間で国の同数代表が協議をする仕組みを法定したわけです。そこで自治体全体、その総称は確かにあってもいいだろうということで、それを「地方」と呼ぶことにしたと解されます。

もう一つは、2006年のいわゆる道州特区法におきまして、北海道地方をはじめとし、3以上の都道府県の区域に立つ自治組織を表現する意味で、大広域「地方」が規定されています。もともと国サイドの地方圏整備法が既にありましたが、そうした地方圏が、大広域「地方」を指すと解されます。

さて、以上のような私の「地域、地方」の用語法に立ちますと、現政権が打ち出している「地方創生」、これは問題ですね。かねて、「地域再生」は法律用語であって、“地域創生”ならまだしもです。もっとも新立法の「まち・ひと・しごと創生法」はよろしいですね。また既に公用語的になっておりますが、「地域おこし協力隊」はまさにけっこうでしょう。

このあと私は「税財政自治権を真に確立するには」という話に入りますが、今の「地方創生」も自治体のほうで自由に使えるような交付金制度を新たに裏付けるという話があり、さらに地方創生の地方版総合戦略を各自治体でつくらせて国の財政支援の対象にしようといった動きには、そもそも税財政自治の大問題が前提にあると存じます。

2 税財政自治権を真に確立するには

さて税財政自治権、これはもとより地域自治の現実土台を意味します。

これから述べますところは、税制専門的には、出版社ぎょうせいの『税』という月刊誌の2013年1月号と2015年1月号に書いたものの骨子なのであります。

2-1 垂直財調を廃して水平財調へ

— 国による自治体税財源の保障・補給からの脱却

“財調”というのは財政調整の略語にほかなりませんが、国による自治体税財源の保障および補給の現行体制からの脱却という提起でして、これは現実にはとてつもなく大変なことです。しかし、地域自治体制を真に確立するとしたら、将来的には「地方交付税」制度というものに頼ってはいけません。もとよりこれは長期スパンの変革立法論です。

確かにこれまでの地方財政学、財政学の研究の中では、戦後日本における地方交付税制度、これはやはり専門データが一番豊富であったわけですね。あれだけの専門データを十分対象にして研究成果をあげられるということは、これまでの地方財政学としては当然であったと存じ、私も大いに評価いたします。しかし、私の自治体行政法学からの今日的所見としましては、やはりまさに国による自治体税財源の保障・補給体制を象徴する地方交付税制度に頼っていたのでは、地域自治体制は未確立であると申し上げようとしているわけです。

地方交付税制度は、負担金・補助金のような国庫支出金ともども、そういうことで自治体税財政の調整を行うというのは、国による“垂直財調”にほかなりません。先ほど行政面では分権自治体と国は対等だと申したわけですから、本来的には“水平財調”にしていかなければなりません。水平財調とは、対等な関係自治体間における税財政調整の仕組みを指し、これこそが地域自治体制の要になるはずであります。

2-2 “応益地方税”の総量を保証する税制へ

— 応能国税と異質な“応益課税自治権”の憲法保障解釈を ふまえて

さて、水平財調を主にした税財政自治体制の確立の場合のキーワードであります。私が考えますところ、“応益地方税”、地方税は“応益税”である、“応能国税”とは本質的に違うのだ。これまでも財政学、あるいは租税法学において、地方税では応益税性が特色の一つをなしているということは認められていたのですが、私は、国税の本質が“応能税”だとしたら、地方税の本質は“応益税”だと捉えたいのです。

と申しますのは、法人税率の引き下げがグローバルに迫られているということで、国がそれに取り組んでいるのはご存じのとおりですが、国の法人税、あるいは事業所得税も、国税である以上は経済的担税力のあるところに課するのが公平税制だという応能税制として、その事業年度に収入・利益があっても、経理処理によって赤字になると無税になるのが当然のごとくいわれるわけです。それに対し応益地方税におきましては、そういうことでは困るわけで、その年度に事業者住民だけでなく、まさに我々の生活者住民が日常生活をする、その場合に事業・産業基盤づくりの自治体行政、それ以上に我々の日常生活基盤づくりの基礎自治体をはじめとする自治体行政からの受益という、行政サービスに受益して生活者・事業者住民の収入・利益が上がったという場合には、赤字経理がそれなりに加わる面はあるとしても、繰越欠損金などを大幅に引いたら結局担税力がないんだというのでは、応能国税の見方です。

“応益地方税”においては、とにかく利益・収入を生活者・事業者住民が自治体行政サービスに受益して手にしたわけですから、私はこれを“応益担税力”と呼ぶことにしております。応益担税力はゼロにはならないはずだということとして、地方税法も長期スパンにおいては、そういう応益地方税を自治体に総量保障をする税制になっていかなければなりません。現行の税法制下では、国・地方の税收比は3対2になっているのに歳出費は2対3と逆になっている実態を、応益地方税の総量保障になるように逆転をさせていく必要があるわけですが、それを法的に方向づけるのは“応益課税自治権の憲法保障解釈”であろう、ということになります。

ただ、公知のとおり、神奈川県臨時特例企業税事件の2013年3月21日の最高判は、課税自治権の憲法保障解釈を示しながら、地方税の応益税性に全く触れませんで、地方税法関係規定に違反する条例だといってしまったのですね。私はここでは判例批判をするつも

りはありません。その結果、応益地方税の保障をしっかりと自治体税財政の確立のためにしていくことはまさに立法改革のテーマであるということ、最高判は逆に示しているものと理解いたします。

2-3 “広域応益税”の共同課税体制づくり — 「地方共同税」を制度設計する必要

さて最後に、ここで“広域応益税”という言葉は私の造語です。

一番わかりやすい現行法制における事例を挙げますと、東京23区の「固定資産税」制です。一般市町村の固定資産税が台帳課税を自立的にしているのに対して、23区の固定資産税は、ほかの税と3税一緒に都税とされ、都税事務所が評価徴収して、「特別区財政調整交付金」というのが地方自治法上法定され、都から各区に配られているわけです。

今は地方自治法上も特別区は基礎自治体だと明記されていますし（281条の2第2項）、この都区垂直財調制は私によればこれは23区の広域連合の共同課税にすべきです。ただ、23区内で固定資産税の税收格差がある場合、23区の広域連合で水平調整しなければなりません。この場合にキーワードになるのが、“広域応益税”なわけです。

すなわち23区の固定資産税ですと、各区ごとの区域内の課税では、広域的見地からしますと真の公平課税ではないのです。

いまや都の住民、事業者・法人住民を含めて、生活圈・事業圏が広域化していますから、各区ごとに固定資産税を財産的に課す方式では、広域的に見て実質公平税制にならないということでしょう。税務専門的に表現するならば、都心区における事業応益税と、居住区における生活応益税とが広域に関連しているのだということになりますね。

キーワード“広域応益税”の仕組みとしては、広域調整をすべき応益税がかなりあり得る、税目および地域によっては共同課税そして配分する水平財調が「地方共同税」と呼ばれ得る、これは既に全国知事会で検討中と報ぜられていますから、私はその成果に期待をしています。しかし地方共同税目の徴収・配分においては、個別自治体の課税データからすると“持ち出し”になってしまうと多税収自治体がこの広域応益課税の共同に加わるのを嫌がるということは当然予想されるわけですが、私の“広域応益税”論からしますと、それは本質的に違っているのだということになるわけでありませぬ。

3 広域自治の一国多制度か道州制か

さて、そうした自治税制面の広域連携を取り上げていたのでありますが、第3項目として、広域自治の一国多制度か道州制かという問題領域に入ります。

実は広域応益課税というようなものも、税制面にあるべき広域自治だと申し上げたわけですが、しかもそれが全国一様ではない。地方税法などで全国一様に仕切れるものではなくて、地域差のある共同税制といったことになると、“一国多制度”という言葉がここで重要になってまいります。

「一国多制度」というのは行政学のほうで重んじられている用語法のようなですね。これが地域自治体制を真に確立していく場合に、非常に重要な法制度用語になると存じます。

一国多制度とは何か。地域自治の法制度を広域比較しますと、かなり目立つ多様な法的仕組みとして形成されざるを得ないのではないかと。地域自治の法制度が、広域比較として多様に成立することを公認した状態が“一国多制度”ということになりましょうか。

ところが日本では第二次大戦前から戦後にかけても、“挙国一致”の全国一律法制が重んじられてきた限りでは、一国多制度というのは公認されがたかったわけです。例外的に一国多制度を法律で認める、特別に法認したのが「特区」制度です。しかし特区制度は、ご承知のとおり関係省庁が消極的であるといったことがありますし、なかなか一国多制度の実現は容易でないということが見えておりますね。

3-1 基礎自治体の広域連携による“一国多制度”

— 合併に代る市町村広域連携の多様化

では本論の第1は、基礎自治体の広域連携による“一国多制度”についてであります。これは、大合併策に代わって、基礎自治体が励むべき「広域連携」です。私は先ごろ、2014年の自治研究1月号に「基礎自治体の広域連携について」というのを書きましたので、詳しくはそれに譲りますけれども、今後、合併より重要な市町村間の地域おこし連携です。

特に私が気にしておりますのが“里まち連携”といわれるものです。かなり遠隔でも農山村と都市とが連携しまして、役割分担して共同の地域おこしに励むということで、その仕組み根拠は地方自治法上の「規約」、および先ごろの自治法改正で定められた「連携協約」ですね。しかしほんらい法律の根拠は必須ではなく、自治体間で任意「協定」をい

ろいろにつくると、一国多制度的な地域おこし広域連携の仕組みができるでしょう。“里まち連携”では、商店街の空洞化に悩む都市自治体で、里山自治体からの産直・新ブランドのアンテナショップを展開すると同時に、エコツーリズムのふるさと農山村に市民紹介をする、といった連携でして、過疎地域おこしの新型でしょう。

私はあえて余り特区制度に頼らないでと申し上げたい。それから、また町村間の広域連携がなかなか進められないので、府県に「補完」事務執行を頼もうか、これもできるだけ避けたいですね。せっきくの地域自治としての広域連携でありますから。

3-2 広域自治体の大広域自治による“一国多制度”

— 府県合併・広域連合か地方別「道州」設置か

3-3 「道州」の一斉設置は最終選択

— 国出先行政の廃止をめざす最終段階

さて次は、道州制がらみの都道府県レベルの大広域連携の問題でして、関連2項目を合わせて申し上げます。

広域自治体の大広域自治、これが道州制につながることはたしかですが、ただ、道州の一斉設置は最終選択、国出先行政の廃止をめざす最終段階なわけでした、そこから先に入らせていただきます。

確かに、国の形を変えるほど幾つかの中央官庁の地方支分部局、国の地方出先機関を自治体広域自治との関係で全廃するということになるのは、道州制の一斉設置の場合でありましょう。

しかし、区割り案は出ているとしても、全国的な道州の一斉設置は今直ちに展望できないでしょう。ご存じ自由民主党の国策案としての「道州制推進基本法案（骨子案）」ができておりますが、これも道州国民会議を法定して、そこでの論議に道州制を委ねるということでありまして、私もそれは反対しないのですが、その結果、道州の一斉設置に至るまでかなりの“一国多制度的プロセス”があり得るわけでありましょう。

そこへ立ち入りますと、府県合併は、東北3県の合併などの話が未決であります。関西広域連合のように、「府県広域連合」はできはじめております。そこにまた、指定都市・新「中核市」といった大都市自治体と府県との間柄も今後ますます問われるでしょう。

そして道州制がらみでは、先ほどの道州特区、これは大いに特区を用いてもいいでしょうが、“地方別”道州設置ともなれば、まさに道州制に向かう一国多制度プロセスであり

ます。日本列島はタテ長で国際地理環境が多面的ですから、こうした道州的多制度がむしろ向いているでしょう。

4 住民協働自治を実現する手だて

おわりの第4項目は、住民協働自治を実現する手だて、これは自治体内部の地域自治につきまして、もっとも広域連携になりますと区域を超え出る場面もあり得ますが、自治体内部の地域自治にかかわる住民協働自治を実現する手だてを例示的に3点、申し上げます。

ご承知のとおり「自治基本条例」で住民協働原則が大方書かれておりますけれども、住民協働原則というものをお題目にはしない、仕組みとして実のあるものにしていく手だてとして私の考えている3点です。

4-1 “諮問”住民投票の条例化 —— 個別自治テーマで公選二元代表制と両立

まず第1に、“諮問”住民投票の条例化であります。90年代末に原発、米軍基地、あるいは産廃処理場の設置に関する住民直接請求条例、自主条例に基づく住民投票制が目撃されました。これはいずれも決定投票ではない。英語で区別が知られていますが、ペンディングボート・決定投票ではなくてアドバイザリーボート、これを“諮問投票”と訳します。この“諮問”というのは投票結果に法的決定力はなく、自治体の政治部門、すなわち公選市長と議会が投票結果を尊重ないし参考にして決定すればよいという諮問投票制の条例化です。

ところで住民投票は地域自治について必ず個別自治テーマで行います。もっとも自治基本条例では、常設型住民投票制というのをかなり定めていますけれども、住民投票が行われるのは必ず個別自治テーマについてです。となりますと、公選二元代表制の市長選挙にしても、議会議員選挙にしても、選挙というのはときどきの争点はあるけれども、個別自治テーマでの選挙結果というのは必ずしも定かに出ないもので、これが逆に言うと選挙の総合性でおもしろさでもあるのではないのでしょうか。

でありまして、よく議会内で住民投票というのは議会自治権の侵害だなどという声もあがるようではございますけれども、それは今の点からして正しくありません。議会選挙も首長選も

オールラウンドの、一般的な地域政治選挙です。それに対して住民投票は必ず個別テーマについての住民の意思表示です。しかもそれに法的決定効果を結びつけないということですから、私は“諮問”住民投票の条例化を地域自治制度として大いに重んずべしと存じております。

この点で、先頃、小平市で都道計画の投票条例に有効投票率2分の1を定め、2分の1に達しない場合は開票しないとしたのですね。それも合法制度だということが高裁判決にまで出てきておりますけれども、私は合法、違法はここでは論じませんが、仕組みとしてよくないです。“諮問”住民投票に有効投票率というのは不適切です。いかなる場合でも、投票結果について最終決定権をもつ市長と議会、政治部門がどう見るかという問題なはずで、大体住民に一斉に投票させておきながら、投票率2分の1に達しなければ開票しないというのは失礼千万ですね。諮問投票制ではむしろ、多面的な投票結果公表をあらかじめ決めておく、例えば、ある特定の地区に利害が強いというような事項もあり得ますから、あまりそれが際立っているとそもそも住民投票事項にふさわしくなくなります。住民投票結果を自治体全体と、利害が特化している地区の投票結果とを合わせて公表したらいいでしょう。それを政治部門に踏まえて決定してもらおう。

4-2 住民利益代表制審議会づくり

— 生活者・事業者住民と「新しい公共」を生かすしくみ

さて次は、住民利益代表制審議会づくりです。

国の審議会では、専門有識者の公益判断と、全国団体代表の社会的主張を重んずる傾向がありますね。それに対して、既に条例の定め方も含めまして、自治体における住民参加審議会は多面的な利益代表制の仕組みになってきているのではないのでしょうか。これを地域自治体制として非常に重要な場面だと申し上げようとしているわけです。

実は私はかつてフランスに留学いたし、フランス行政法の研究をしまして、フランスでは、国の行政審議会も一般に利益代表制として法定されているということ論文発表しております。そしてそのフランス的考え方は、“公益は私益の総和である”ということでした。公益は私益と対立するわけではなくて、私的利益の対立を総合調整した結果が一番望ましい公益であろう、こういう考え方です。それをそのまま審議会の委員構成にしますと、“利益代表制審議会”となります。

確かに既に日本の自治体では、とりわけ消費者保護審議会、社会福祉審議会、個人情報

保護審議会、まちづくり審議会などは多分に利益代表審議会ですね。

と申すのは、公共施設や景観計画づくりなどにかかわる「まちづくり審議会」などは、町会自治会やPTAをはじめ、生活者や事業者の住民利益代表委員、それに「新しい公共」の担い手といわれるようになってきましたNPO関係者やボランティア活動者の方々を加えまして、それに、各種利益代表というのではなく一般住民の代表としての公募委員制が自治体の審議会では広まってきています。

こういう構成になるものを私は“住民利益代表制審議会”づくりと称してしまして、ここでは地域自治にかかわって多様な利益代表分野、審議会に委員を過不足なく反映させるような利益代表分野というものが、どのように分布しているだろうかということの見定めが重要であると存じます。

それから、そこにおいて議論不十分や意見調整不十分で答申の結論が多元的ということになったのではだめです。やはり何とか結論的な意見調整につながる十分な努力を、住民利益代表委員は審議会合議の中でしなければなりません。意見調整が不十分で結論が両論併記とか多元的ですと、利益代表制審議会として答申する地域自治的な意味がないでしょうから。

4-3 自治基本条例にいう「住民協働・地域協治」原則

— 公選首長の“地域ガバナンス”責任と職員組合参加も

さて最後になりましたが、自治基本条例ではかなり多く、「住民協働・地域協治」原則が書かれております。もっともいまだ1割程度の自治体で、自治基本条例は2000年代に入ってからですが、各自治体の憲法条例としまして、各自治体の地域自治原則を規定するようになっているわけです。

さらに、同時に公選市長について、その「地域自治責任」を重んずる書き方にもなっています。そして一部ですが、市長の「地域協治責任」を書いている自治基本条例もあります。すなわち市長が地域自治に責任を果たしていくという場合は、単独責任ではない、いかに住民から直接選挙されているとはいっても、先ほどの個別テーマの住民投票制などもありますし、今の住民利益代表の審議会参加もありますから、単独責任などということはありません。もちろん議会が一方にあるわけですが、多角的な代表利益を踏まえて総合判断をしていくのが公選市長の地域責任の立場であろう。そこでそのことを指して“地域ガバナンス”と呼ぼうというのが、これまた政治学・行政学のほうで押えられている点を、

私もなるほどと“地域ガバナンス”の総合的責任者が公選市長だという見方に賛成いたします。

現にその結果、市長選挙の際のマニフェストで、いろいろな市民自治主義であるとか、また、事業者参加を重んずるNPMといったガバナンス方針が打ち出されているということが公知ですが、そこに改めて職員組合の地域経営参加も、この地域協治の中にしっかりと深く位置づくべきでありましょう。

私の話は以上でして、皆様長時間熱心にこちらを向いてお聞きくださりましてありがとうございます存じました。

(かねこ まさし 東京都立大学名誉教授)

(この論稿は2015年2月26日地方自治総合研究所の「設立40周年記念講演会」における講演を修訂いただいたものです。)

キーワード：地域自治／広域連携／一国多制度／住民協働自治

【講師関係文献】

- 「憲法と地方自治」 地方自治総合研究所『分権型社会の基本設計』 1998年、162～177頁
『変革期の地方自治法』 『岩波新書』 2012年
『地方自治ことばの基礎知識』 ぎょうせい、2010年
「地方共同税を夢想する」 『税』 2013年1月号（ぎょうせい）
「地方税の応益税的本質について」 『税』 2015年1月号（同上）
「基礎自治体の広域連携について」 『自治研究』 2014年1月号（第一法規）
「住民投票の可能性」 日本自治学会2001年総会・研究報告（上記『地方自治ことばの基礎知識』資料編、所収）